

税の申告と相談受付が始まります。

町県民税・所得税の申告期間 **2月16日(木)から3月15日(水)**

町県民税の申告と所得税の確定申告相談受付が、2月16日(木)から始まります。

町税務課では、申告相談を中央公民館講堂で別表のとおり地区別に実施します。例年期限が迫りますと窓口が大変混雑しますので、地区別日程に従って申告されますよう協力をお願いします。

持参するもの

- 町県民税申告書
- 17年度納税通知書
- 17年度固定資産課税明細書
- 17年度国民年金保険料控除証明書(今回の申告から添付が義務づけられました)
- 日雇等の場合、給与支払い証明書を持参した方については給与控除ができます。
- 生命保険料、損害保険料支払い証明書
- 医療費領収書（総所得の5%又は10万円以上支払った方が該当します）
- 17年中にトラクター・コンバイン・農業用自動車等を取得された方は、取得当時の領収書又は販売証明書
- 印鑑

申告が必要な方

所得税

- ▲各種所得金額の合計額が、所得控除額（基礎控除・配偶者控除・扶養控除などの控除）を超える方。
- ▲給与所得者で、給与収入が2千万円を超える方。
- ▲給与所得のほかに、20万円を超える所得のある方。
- ▲2ヵ所以上から給与の支払いを受けている方。
- ▲雑損控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除など、所得税の還付を受けようとする方。

町県民税

- ▲平成18年1月1日現在横芝町に住所があり、平成17年中に所得があった方。（所得税の確定申告をした方は除く）
- ▲給与所得者で次に該当する方。
 - ・勤務先から給与支払い報告書の提出がなかった方。
 - ・給与所得のほかに地代、家賃、営業、農業、利子配当などの所得のある方。
 - ・平成17年中に退職された方。

※平成17年中に所得がなかった場合でも、国民健康保険税軽減の判定資料等になりますので「町県民税申告書」の提出をお願いします。

※ご自分で記入が終わっている申告書を提出する場合は、申告期間中、町税務課の窓口で受付をいたします。

地区別申告相談日程

月日	曜日	対象地区
2月16日	木	中台、牛熊、木戸台、町原、谷台
17日	金	長倉、取立、姥山、遠山
20日	月	小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田
21日	火	上町全域、大島団地
22日	水	本町全域、古川全域
23日	木	東町全域、両国新田
24日	金	栗山のうち東部・第1・第2・第3・第4・南部2
27日	月	上記以外の栗山地区
28日	火	鳥喰全域
3月1日	水	北清水全域
2日	木	新島全域
3日	金	屋形全域

受付場所 中央公民館2階講堂
受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時

譲渡所得のある方へ

譲渡所得の申告相談は、
直接「東金税務署」へ
お願いいたします。

問い合わせ先
税務課 ☎82-8804・8805